

2020 年度第 1 回 適正利用・エコツアーリズム
WG議事録（要点版）

日時：2020（令和2）年10月15日（木） 10：00～12：00

場所：標津町生涯学習センターあすばる 多目的ホール

1. 長期モニタリング計画のモニタリングについて

- 人為活動と環境影響の因果関係を定量化することは極めて困難であることから、利用・管理・環境への影響の3要素に着目した評価モデルを採用することを確認。
- 平成30年度の改訂では上記の3要素を自然環境全般について適応することはできなかったが、次回以降の改定ではこの考え方を他のWGとも共有し、利用と管理、環境への影響モデルを元にモニタリング結果を評価する体制に移行する。

2. 長期モニタリング計画の評価について

- 各モニタリング項目の評価結果（状態、動向）を正確に把握するため、調査期間と評価の対象期間を評価シートに明記する。すべてのモニタリング項目に共通することから、他WGとも共有し統一した作業を行う。
- モニタリング項目No.6「海鳥の生息数、営巣地分布、営巣数」、No.15「ヒグマによる人為的活動への被害状況」について、評価主体が他WGであることから、評価項目Ⅶの評価に際してエコツアーWGでも議論を行った。
- 海域WGによるモニタリング項目No.6の評価には人為的活動による影響の観点が含まれておらず、現状は評価項目Ⅶ「人為活動と環境保全の両立」の観点で評価しがたい。
- 今回は評価項目ごとにモニタリング項目の評価値を変更することは避け、各評価主体で決定した評価値を採用する。評価結果やプロセスに関する課題、各モニタリング項目の評価の判断理由や議論の経過等については、モニタリング項目Ⅶの評価シートの裏面に記述する。
- 記述は愛甲委員を中心としたWG委員で起草することとし、メーリングリスト等で議論の上、今年度第2回WGにおいて確定させる。
- また、人為的影響との関係性が薄くなったと見込まれる場合であっても、長期モニタリングの観点から性急にモニタリング項目を変更・削除することは適当ではない。
- 次期長期モニタリング計画の策定に向けては、評価項目Ⅶの評価モデルを考慮したモニタリング項目の再整理や項目間の相互の関係性を整理する。

3. その他

(1) 登山道のモニタリングについて

- 現行の計画では登山道の踏圧等による人為影響を評価できないことから、モニタリング項目No.8「知床半島全域における植生の推移の把握」（エゾシカ・ヒグマWG担当）でエゾシカの影響以外に登山者等の影響を懸念する植生の後退や変化がみられないかを確認し、適宜結果をエコツアーWGに共有する。
- 補足として簡易的な定点撮影調査を環境省の巡視業務に合わせて実施する。
- 議論にあたってはモニタリング項目No.20,21を参照し、大きな変化や懸念が発生した場合はさらなる調査を検討する。
- 方針をNo.8,20評価シート裏面の「今後の方針」に明記し、相互に情報交換に努める。これらの対応については、エゾシカ・ヒグマWGの宇野座長に確認し、決定する。

(2) 今後の自然公園制度のあり方について

- 自然公園制度について、利用を適切にマネジメントしながら質の高いツアーリズムを促進するための改正に係る動向について報告。

(3) 文化観光促進法について

- 自然環境を含めた文化資源の観光促進に係る動向について報告。

(4) 知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズムワーキンググループ設置要綱の一部改訂について

- オブザーバーの国交省釧路運輸支局の変更について承認。

その他：

- 知床国立公園の利用状況調査について、昨年度から調査項目及び手法の見直しを行っている。再整理し、今後協議する。